

【小城市暴力団排除条例（案）制定の背景】

近年、佐賀県内における暴力団に関する事件が発生しており、昨年4月には、小城市においても、刺殺事件が発生しました。市民の安全で平穏な生活が脅かされている状況です。また、このような状態は、健全な経済活動に支障を来すなど、小城市の社会経済活動の発展にも悪影響を与えかねません。

このようななか、暴力団の排除を推進し、安全で平穏な生活を確保するためには、自治体・市民・事業者が一体となって連携することが必要です。小城市でも平成22年3月18日に小城警察署との「小城市が行う行政事務からの暴力団排除合意書」を締結し、公平・公正な市政運営に取り組んでいるところです。

佐賀県においては、佐賀県暴力団排除条例が昨年10月3日に公布、今年1月1日から既に施行されています。暴力団の排除を推進するために、県条例とあわせて小城市でも暴力団排除条例の制定を予定しています。

【施行時期】 平成24年4月1日（予定）